

タイトル	平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る損害賠償請求事件の訴えの提起について
------	--

提訴日	令和2年10月15日（木）
提出先	さいたま地方裁判所
当事者	原告：和光市 被告：東内京一（元職員・令和元年8月14日付け懲戒免職）
事件の内容	<p>平成22年3月25日付けで国から平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金45,000,000円の交付決定を受け、本交付金を財源として、同年4月9日に交付金対象事業者に対して、平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金45,000,000円を交付した。その後、会計検査院から本交付金が交付要件を満たしていない旨を指摘され、平成26年6月30日に国へ、本交付金45,000,000円に加算金11,110,500円を加えた56,110,500円を返還した。</p> <p>令和2年2月に実施した調査において、東内京一が、本交付金の申請等に関し、不適切な指示等を行った可能性があることが判明したため、その不正行為により市が被った損害の賠償請求を求める訴えの提起をするものである。</p>
請求の趣旨	<p>市が国に返還した56,110,500円に弁護士費用相当額5,611,050円を加えた損害賠償金61,721,550円及び訴訟費用の負担を求めるものである。</p>

補助金の概要	<p>平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、市町村が介護療養型医療施設転換計画に基づき、既存の介護療養型医療施設を転換して新たに適合高齢者専用住宅等を設置する場合に、当該市町村に対して国から交付される交付金である。そして、市は設置者に対して、国から交付された交付金を交付するものである。交付額の単価は、1床あたり100万円である。</p>
不法行為の概要	<p>被告は、a施設の設置主体であるa事業者に対して、a施設を設置すれば本件交付金4500万円が市を介して交付される旨を伝えてa施設の設置を促した。a事業者はこれを受けてa施設の設置に着工したが、その後a施設は本交付金の要件を満たさない施設であることが判明した。</p> <p>そこで、被告は、別のb施設を対象施設であるということにして本件交付金を取得し、これをa事業者に交付しようと考え、部下の職員に対して、b施設を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示し、また、国が対象施設をb施設からa施設に変更することを認めた旨の虚偽の説明をして、取得した本件交付金をa事業者に交付するよう指示した。</p> <p>その後、本件交付金は介護療養型医療施設の転換を行うことが要件となっているにもかかわらず、同施設の転換がなされていないことが判明したが、被告は前記虚偽の申請の発覚を防ぐため、独断で同施設の転換をすることなく本件交付金に加算金を加えた5611万500円を国に返還することを決定し、部下の職員に対し、この決定につき市長及び副市長の決裁を受けないよう指示した。</p> <p>その結果、本件交付金の決定は取り消され、市は本件交付金に加算金を加えた5611万500円を国に返還することを余儀なくされた。</p>

問い合わせ先 担当課	課名 長寿あんしん課 氏名 課長 田中 克則 電話 048-464-1111 (内線2145)
---------------	---